

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市域の温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、ソーラーカーポート、窓や壁等と一体となった太陽光発電設備、定置用蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備等、新たな手法による太陽光発電設備の導入を促進するため、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、「新たな手法による太陽光発電設備導入補助金」（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること

ア 第 3 条に規定する補助事業を実施する場所、施設等を所有する者

イ アに定める者から、別表に定める補助対象設備（別表アからウまでの表に定める補助対象設備のいずれかをいい、以下「補助対象設備」という。）の設置について承諾を得ている者

ウ アに定める者又はイの承諾を得ている者に対し、オンサイト PPA モデル又はファイナンスリース契約により補助対象設備を提供する者

(2) 補助金の交付の申請年度内に、当該申請の対象である補助対象設備に係る国の補助金（補助対象設備ごとに別表に定めるものをいい、以下「国補助金」という。）を財源として交付される補助対象設備に係る間接補助金（以下「国間接補助金」という。）の交付決定を受けた者であること

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 大阪市域において、補助対象設備の設置を計画し、実施する事業であること

(2) 補助金の交付の申請年度内に、当該申請の対象である補助対象設備に係る国間接補助金の交付決定を受けた事業であること

(補助対象経費)

第 4 条 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備ごとに別表に定めるとおりとする。

- 3 補助金の交付の決定前に着手された補助対象設備の設置工事に係る経費については、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の補助率等、額の算定方法及び上限額は、補助対象設備ごとに別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、補助対象設備ごとに別表に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 個人の場合は住民票の写し(3か月以内のもの)
- (3) 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書(3か月以内のもの)
- (4) 納税証明書の写し

ア 市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の直近3年度分の証明書

イ 税務署発行の納税証明書(その3の3) 未納の税額がないことの証明書

- (5) 事業概要や会社概要を記載した書類
- (6) 国間接補助金の交付申請書一式の写し及び交付決定通知書の写し
- (7) 誓約書(様式第1-3号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、国間接補助金の交付決定通知を受けた後に行うものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから60日以内(ただし、当該期間の最終日が、当該申請における補助事業の実施期間に係る予算の発効より前であるときは、当該予算が発効する日)に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請者が本市の指示により当該申請に係る書類の補正に要した日数は除くものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第9条 市長は、補助事業の完了後、第16条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認申請書（様式第5号）に必要書類を添付して、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を、市長に提出し承認を得なければならない。

2 補助事業者は、次の各号に定める軽微な変更（ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。）をしようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更届（様式第7号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）補助事業の実施場所の名称変更又は補助事業者の連絡先の変更

（2）補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助対象経費が減額となる場合であって、減額する金額が第7条第1項の規定により通知した交付決定額の100分の20に満たないもの

（3）その他軽微な変更であると市長が認めるもの

3 市長は、第1項に定める申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該申請を適当と認めるときは、当該申請があった日から15日以内にその承認をするとともに、補助事業の内容等の変更にあつては新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認通知書（様式第8号）により、補助事業の中止又は廃止にあつては新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要な次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（1）補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第6条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第12条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(事業着手届)

第14条 補助事業者は、補助事業に着手した場合、速やかに新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事業着手届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、国間接補助金の額の確定通知書を受領した日以降に、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に規則第14条に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業実施状況報告書（様式第12号別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第12号別紙2）
- (3) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- (4) 国間接補助金の額の確定通知書の写し
- (5) 国間接補助金の実績報告時に提出した書類等の写し一式

3 実績報告書及びその添付書類は、国間接補助金の額の確定通知書の通知日から15日以内又は補助金の交付の申請年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、やむを得ない理由により前項に定める日までに提出できない場合には、市長から当該期限の延長の承認を受けなければならない。

5 市長は、補助事業者に対し、第2項に掲げる書類のほか、補助事業の実績を確認するために参考となる書類を市長が指定する日までに提出させることができる。

6 補助事業者が第3項に定める日までに（第4項の規定による期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長後の期限までに）、実績報告書及びその添付書類を提出しなかった場合又は前項の規定により市長が指定した日までに参考となる書類を提出しなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなし、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定により実績報告書及びその添付書類の提出を受けたときは、提出された書類の審査、補助対象設備が設置された現地の調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定により補助事業の変更の承認をしたときには、その承

認された内容) 及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金額確定通知書(様式第 13 号) により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助金の額の算定にあたっては、第 7 条第 1 項の規定による交付決定通知書により交付決定した内容に対して、前条第 1 項の規定による実績報告において報告された補助対象経費が増減する場合、減額のみを認め、増額は認めないものとする。第 10 条第 1 項の規定による補助事業の内容等の変更により補助対象経費が増減する場合も同様とする。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付決定又は前条第 1 項の規定による補助金の額の確定(補助金の交付決定と併せて、以下「交付決定等」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に反する等不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき又は不適切な会計処理を行ったとき
 - (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
 - (4) 国間接補助金の交付決定又は額の確定が取り消されたとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、交付決定等を取り消す必要があると認めるとき
- 2 補助事業者は、国間接補助金の交付決定又は額の確定が取り消されたときは、直ちに市長へ報告するものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定により取消しを行った場合は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定等取消通知書(様式第 14 号) により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書(様式第 15 号) により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第 19 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、規則第 19 条第 1 項の規定により算出した加算金を本市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納付日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和 39 年大阪市条例第 12 号) 第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限等)

第 20 条 補助事業者は、補助対象設備の設置工事を完了した日から法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令 15 号)で定める期間をいう。以下同じ。)を経過するまでの間は当該補助対象設備を適切に維持管理するものとし、法定耐用年数を経過するまでの間に、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに処分(譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、担保

に供すること又はその他所有権の処分に該当しうる行為をいい、補助金の交付の目的に反して使用することを含む。以下「処分」という。）してはならない。

- 2 市長は、補助事業者が前項の規定に違反した場合は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書（様式第 15 号）により、既に交付した補助金の返還を求めることがある。
- 3 補助事業者は、第 1 項に定める期間に達しないうちに、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ新たな手法による太陽光発電設備導入補助金財産処分承認申請書（様式第 16 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を承認することを決定したときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金財産処分承認通知書（様式第 17 号）により通知するものとし、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書（様式第 15 号）により期限を定めて補助金の返還を求めることができる。

（関係書類の整備）

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 16 条の規定による補助金の額の確定通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 22 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別途、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。